

◎各種手続き・税

戸籍、住民・印鑑登録

戸籍に関する届出

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

こんなとき	届出の期間	届出人	必要なもの
子どもが生まれたとき（出生届）	生まれた日から14日以内	父または母	出生証明書 母子健康手帳
亡くなったとき（死亡届、火葬許可申請書）	死亡した日から7日以内	親族、同居者、家主、地主、家屋または土地管理人などの順	死亡診断書 火葬許可手数料 火葬場使用料 届出人の印鑑
結婚するとき（婚姻届）※1	届出した日から効力が生じる	夫および妻	戸籍謄本（本籍が月形町の場合は不要） 国民健康保険証（内容に変更のある方のみ） マイナンバーカード※2
本籍を移すとき（転籍届）※1	届出した日から効力が生じる	戸籍の筆頭者および配偶者	戸籍謄本（町内で本籍を移すときは不要）

※1 婚姻届および転籍届のときは、届出書をお持ちになる方の運転免許証や健康保険証などの本人確認書類が必要

※2 氏名および住所に変更があるとき

住民異動の届出

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

こんなとき	こんな届出を	届出の期間	必要なもの
町外から移ってきたとき	転入届	住み始めてから14日以内	本人を確認できるもの 転出証明書 マイナンバーカード
町内で移ったとき	転居届	住み始めてから14日以内	本人を確認できるもの マイナンバーカード 国民健康保険証（加入者） 後期高齢者医療保険証（加入者）
町外へ移るとき	転出届	転出する日の14日前から	本人を確認できるもの 国民健康保険証（加入者） 後期高齢者医療保険証（加入者）
世帯主がかわったとき	世帯変更届	変更があった日から14日以内	本人を確認できるもの 国民健康保険証（加入者）

※同一世帯でない方など、代理人が届出される場合は委任状が必要になります

印鑑登録

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

印鑑登録は月形町に住民登録をしている方が1人1個に限り、本人自身の意志に基づき登録できるものです。

こんなとき	手数料	申請者	必要なもの
印鑑登録	400円	本人	登録する印鑑 本人を確認できるもの
		代理人	登録する印鑑 委任状 代理人本人を確認できるもの ※疾病などの窓口へ来ることができないなどやむを得ない事由がある場合に限り、代理人による申請ができます。 本人の登録意思確認のため本人宛照会文書を郵送することなどから代理人による登録には日数を要します
印鑑登録廃止		本人	印鑑登録証 登録印鑑
		代理人	印鑑登録証 登録印鑑 委任状

※登録印鑑の変更や印鑑登録証を紛失した場合は、廃止と登録両方の届出が必要になります。
紛失した際には直ちに役場住民課戸籍保険係までお知らせください

戸籍証明や住民票が必要なとき

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

本籍が月形町の方

	手数料	請求できる方	必要なもの
戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	450円	戸籍に記載されている方、その配偶者、直系の尊属・卑属の方	請求者本人を確認できるもの ※代理人の場合は委任状などが必要です
戸籍個人事項証明（戸籍抄本）			
除籍謄本・抄本	750円		
改製原戸籍謄本・抄本	750円		
戸籍の附票	400円		
身分証明書	400円	本人、配偶者、直系血族	

※謄本・・・戸籍に記載された方全員の身分事項を全て記載したもの
抄本・・・戸籍に記載された方のうち、必要とする方だけの身分事項を全て記載したもの

本籍が月形町以外の方

	手数料	請求できる方	必要なもの
戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	450円	本人、その配偶者	顔写真付きの身分証明書 （運転免許証、マイナンバーカードなど）
除籍謄本	750円	直系の卑属・尊属の方	
改製原戸籍謄本		※代理請求はできません	

住所が月形町の方

	手数料	請求できる方	必要なもの
住民票（除票）	400円	本人 本人と同じ世帯の方	請求者本人を確認できるもの ※代理人の場合は委任状などが必要です
印鑑登録証明書	500円	印鑑登録証をお持ちの方	印鑑登録証

※住民票コード又はマイナンバー記載の住民票は、委任状による請求の場合、本に宛に転送不可郵送扱いになります。

マイナンバーカード

マイナンバーカードの交付

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

マイナンバーカードの申請をしていただくと交付通知書（はがき）が申請者のご自宅に郵送されます。必要なものを持参し交付通知書（はがき）に記載された期限までにカードをお受け取りください。住民課戸籍保険係で本人確認の上、暗証番号を設定していただくと、カードを受け取ることができます。

《必要なもの》

- ・ 交付通知書（はがき）
- ・ 通知カード（お持ちの方のみ）
- ・ 本人を確認できるもの
- ・ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ・ マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

《暗証番号について》

- ① 「署名用の電子証明書」の暗証番号（英数字6文字以上16文字以下）
- ② 「利用者証明用の電子証明書」の暗証番号
- ③ 「住民基本台帳事務用のアプリ」の暗証番号
- ④ 「券面事項入力補助用のアプリ」の暗証番号

※②～④までは数字4桁で、同じ暗証番号にすることもできます

※暗証番号は、お越しになる前にあらかじめ考えておいてください

マイナンバーカードの再発行

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

マイナンバーカードを紛失などした場合は、申請していただくことで再発行することができますが、発行までに日数を要します。なお、紛失などした場合は、カードの悪用を防ぐため下記のコールセンターに連絡し、一時停止の手続きを行ってください。また、最寄りの警察署へ遺失届をご提出ください。

一時停止後にカードを発見した場合は住民課戸籍保険係で一時停止解除の手続きを行い、カードが見つからない場合は、紛失・廃止届を提出してください。

※廃止後はカードを発見しても一時停止解除の手続きはできません

《手数料》

マイナンバーカード 800円 ※電子証明書ありの場合は別途200円かかります

《コールセンター》

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 ※無料

個人番号カードコールセンター 0570-783-578 ※有料

個人番号カードでできること

- ・ 健康保険証として使えます。
- ・ 公金受取口座を登録することで給付金の受取がスムーズになります。
- ・ オンラインで行政手続きができます。

※詳細は、デジタル庁ホームページをご覧ください。

旅券（パスポート）

申請および交付については月形町において行うことができます。パスポートは申請いただいてから不備などが無い場合は概ね2週間で交付となりますので、申請いただいた際にお渡しする引換証持参し、ご本人様が受領してください。またお急ぎでパスポートが必要な場合は月形町までご連絡いただき、直接パスポートセンターで申請していただくことになります。

申請

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

《種類・必要なものなど》

種別	対象	必要なもの
新規	初めて旅券申請する場合 旅券の有効期間が満了した場合	戸籍謄本 申請者の写真 本人を確認できるもの 以前に取得した失効旅券（手元にあれば）
切替新規	原則、有効旅券の残存有効期間が1年未満になった場合	
訂正新規	有効旅券の記載事項（氏名、性別、生年月日、本籍の都道府県名など）に変更があり新規旅券を希望する場合	戸籍謄本 ※氏名、本籍（都道府県）、性別に変更なければ省略可
記載事項変更	有効旅券の記載事項（氏名、性別、生年月日、本籍の都道府県名など）に変更があり、その有効旅券と有効期間満了日が同一となる旅券を希望する場合	申請者の写真 有効旅券
増補	有効旅券の査証欄頁の追加	有効旅券
紛失 焼失 盗難	有効旅券の紛失、焼失、盗難による届出 ※有効旅券を紛失した場合は、紛失届がないと新規申請できません	紛失等を証する次の書類のいずれか ・警察署発行の紛失届受理証明書か受理番号 ・消防署または市区町村発行の罹災証明書 ・上記書類の提出ができないときはその理由を記した「事情説明書」 申請者の写真 本人を確認できるもの

《種類・必要なものなど》

種別	手数料	必要なもの
新規	<p>【10年用旅券（16,000円）】</p> <p>収入印紙 14,000円</p> <p>収入証紙 2,000円</p>	印鑑 引換証
切替新規	<p>【5年用旅券（11,000円）】</p> <p>収入印紙 9,000円</p> <p>収入証紙 2,000円</p> <p>※12歳未満（6,000円）</p> <p>収入印紙 4,000円</p> <p>収入証紙 2,000円</p>	
訂正新規	<p>収入印紙 4,000円</p> <p>収入証紙 2,000円</p>	
記載事項変更	6,000円（収入印紙 4,000円、収入証紙 2,000円）	
増補	2,500円（収入印紙 2,000円、収入証紙 500円）	

篠津山火葬場と篠津山霊園

篠津山火葬場

▶住民課生活環境係 ☎IP53-2323

《使用料》

区分	使用料（町民の場合）	使用料（町民以外の場合）
大人（中学生以上）1体につき	12,000円	36,000円
小人（小学生以下）1体につき	10,000円	30,000円
死産（妊娠4カ月以上）1体につき	5,000円	15,000円
胞・体の一部1体につき	3,000円	9,000円

※火葬場使用許可申請者または亡くなった方のどちらかが町民の場合、「使用料（町民の場合）」となります

《使用時間》

午前9時から午後5時まで（火葬は、申請のあった順に行います）

《休業日》

1月1日

《問合せ先》

- 火葬の申請に関すること
住民課戸籍保険係
- 火葬場（施設）に関すること
住民課生活環境係

篠津山霊園の新規許可申請

▶住民課生活環境係 ☎IP53-2323

《許可申請の対象霊園》

篠津山霊園

《申請要件》

町に住所を有する方で、許可から2年以内に墓を建立できる方

※使用区画は、使用者1人につき原則1区画となります

《使用料》

1区画 50,000円

※申請受付新区画のみ

国民健康保険

制度の概要

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

《対象者》

職場の健康保険等に加入していない方、生活保護を受けていない方

《保険証》

国民健康保険証は、病院などにかかるときに提示する保険証です。

有効期間は1年間（8月1日～7月31日）で、毎年7月中には加入されているご家族全員の新しい保険証を世帯主あてに簡易書留にて郵送します。

《資格取得・喪失の各手続き》

	こんなとき	必要なもの
取得	職場の健康保険をやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	本人を確認できるもの 健康保険の離脱証明書
	健康保険の任意継続の期間が満了したとき	本人を確認できるもの 任意継続の保険証または喪失証明書
	生活保護が廃止されたとき	本人を確認できるもの 生活保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき 月形町へ転入したとき	母子健康手帳 本人を確認できるもの
喪失	職場の健康保険に加入したとき、または被扶養者でなくなったとき	職場の保険証または加入証明書 国民健康保険証
	他の市町村へ転出したとき	国民健康保険証
	生活保護が開始されたとき	生活保護開始決定通知書 国民健康保険証
	死亡したとき	国民健康保険証
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	国民健康保険証 在学証明書
	就学のため、子どもが他の市町村に住むとき	国民健康保険証
	町外の施設へ入所したとき	入所することが分かる書類 国民健康保険証
	保険証を紛失または汚したとき	本人を確認できるもの

病気やけがで医療を受けるときは国民健康保険証を提示すれば、医療費の一部負担金が3割（下記の70歳以上75歳未満の表で一般又は低所得者の方は2割）になります。

《区分・自己負担限度額》

70歳未満

	区分	限度額
ア	旧ただし書き 所得 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% [多数回該当: 140,100円]
	旧ただし書き 所得 600万円超~ 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% [多数回該当: 93,000円]
ウ	旧ただし書き 所得 210万円超~ 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% [多数回該当: 44,400円]
	旧ただし書き 所得 210万円以下	57,600円 [多数回該当: 44,400円]
オ	住民税 非課税世帯	35,400円 [多数回該当: 24,600円]

70歳以上75歳未満

区分		限度額 (個人単位外来)	限度額 (世帯単位入院等)
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% [多数回該当: 140,100円]	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% [多数回該当: 93,000円]	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% [多数回該当: 44,400円]	
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 [多数回該当: 44,400円]
低所得者	Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税 (所得が 一定以下)	8,000円	15,000円

《高額療養費（70歳以上75歳未満）》

月単位で自己負担限度額を超える場合に支給されます。対象となる方には、診療月から概ね3カ月後に申請の案内のはがきを郵送しますので、はがきとあわせて世帯主の印鑑・世帯主の預金口座がわかるものを持参の上、申請してください。

《限度額適用認定証》

入院などにより医療費の負担が高額になる場合にはあらかじめ市町村に申請して認定証の交付を受け、医療機関などの窓口で提示することで同一の医療機関での同月の自己負担額を高額療養費の限度額までとすることができます。

《入院時食事療養費・生活療養費》

入院した時の食事代は、他の診療などに係る費用とは別に負担することとなります。住民税非課税世帯はあらかじめ市町村に申請して標準負担額減額認定証の交付を受け医療機関の窓口で提示することが必要です。

《高額介護合算療養費》

医療保険および介護保険の世帯の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に自己負担限度額を超える分が申請により払い戻されます。

《療養費、海外療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費》

	こんなとき	支給額	必要なもの
療育費	急病などでやむを得ず 保険証を持たずに 受診したとき	自己負担分 を除く金額	国民健康保険証 世帯主の預金口座がわかるもの 領収書 診療内容明細書 マイナンバーカードまたはマイナンバーの分 分かる書類と本人確認書類
	医師が必要と認めた、 はり・きゅうマッサージ などの施術を受けたとき		国民健康保険証 世帯主の預金口座がわかるもの 領収書 医師の同意書 施術明細書 マイナンバーカードまたはマイナンバーの分 分かる書類と本人確認書類
	医師が必要と認め、 コルセットなどの 治療用装具をつくったとき ※補装具など		国民健康保険証 世帯主の預金口座がわかるもの 領収書 医師の証明書 マイナンバーカードまたはマイナンバーの分 分かる書類と本人確認書類
海外療育費	海外渡航中に 急病やけがにより、 やむを得ず治療を受けたとき	国民健康保険証 世帯主の預金口座がわかるもの パスポート 海外の医療機関などに照会する同 意書 診療内容明細書及び領収明細書 ※外国語で作成されている場合は日 本語の翻訳文も必要 マイナンバーカードまたはマイナンバーの分 分かる書類と本人確認書類	
移送費	医師の指示による、 緊急的な重病人の入院や 転院などの移送を行ったとき	国民健康保険証 世帯主の預金口座がわかるもの 医師の意見書 領収書（移送区間、距離、方法の わかるもの） マイナンバーカードまたはマイナンバーの分 分かる書類と本人確認書類	
出産育児 一時金	子どもが生まれたとき	50万円	国民健康保険証 世帯主の預金口座がわかるもの 出生証明書 領収書または出産費用明細書
葬祭費	亡くなったとき	3万円	国民健康保険証 喪主の預金口座がわかるもの 葬祭を行った日がわかるもの （会葬礼状など）

国民年金

制度の概要

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての人が加入するもので、老齢・障がい・死亡により基礎年金を受けることができます。

《被保険者の種類》

種別	対象
第1号被保険者	農業、自営業などに従事する方とその配偶者、学生など、第2・3号被保険者以外の方
第2号被保険者	厚生年金・共済組合に加入している方
第3号被保険者	厚生年金、共済組合加入者に扶養されている配偶者 ※配偶者の扶養とならない方は、第1号被保険者です

月形町において手続きできるのは第1号被保険者に関することに限られます。

第2・3号被保険者の方については、勤務先または年金事務所などにお問い合わせください。

《加入・脱退に関する手続き》

	こんなとき	必要なもの・手続き
加入	20歳になったとき	20歳になってから概ね2週間以内に日本年金機構より国民年金（第1号被保険者）に加入したことのお知らせが届きます（厚生年金に加入している方を除く）。2週間程度経過してもお知らせが届かない場合は、加入手続きが必要のため役場窓口にお越しください。
	会社を退職したとき	退職日を確認できる書類
	会社員等の配偶者扶養から外れるとき 任意加入を希望するとき※	扶養から外れた日を確認できる書類 預金口座がわかるもの
脱退	会社へ就職し、新たに厚生年金・共済年金等の資格を取得するとき	勤務先にて手続き願います
	会社員などの配偶者扶養に入ると	会社員などの勤務先にて手続き願います
	国外転出をするとき	任意加入することも可能

※ 60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合であって、厚生年金・共済組合等に加入していないときは60歳以降でも任意加入することができます。また、国外転出された場合も任意加入して保険料を納付することで将来に備えることもできます

1. 年金額を増やしたい方は65歳までの間
2. 受給資格期間を満たしていない方は70歳までの間
3. 外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人

《保険料免除・納付猶予制度》

収入の減少や失業などにより保険料を納めることが経済的に難しいときは、未納のままにせず保険料免除・納付猶予制度の手続きを行ってください。申請し、承認された期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、年金額を計算するときに免除期間は保険料を納めたときに比べて少なくなります。また、納付猶予になった期間は年金額には反映されません。受給する年金額を増やすには、保険料免除・執行猶予になった期間を後から納める（追納）制度があります。

《学生納付特例制度》

日本国内に住所を有するすべての人は20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生については申請により在学中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度が設けられています。

《産前産後期間の免除制度》

出産予定日又は出産日が属する日の前月から4ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受領額に反映されます。

国民年金第1号被保険者が対象で、出産予定日の6ヶ月前から届出可能です。

《納付・免除・納付猶予・未納の違い》

種別	こんなとき	受給資格期間への導入	金額への反映								
納付	保険料を通常に支払いしたとき	○	○ (全額)								
免除	所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが難しいときに申請し承認され、基準ごとに保険料が免除されます	○	<table border="1"> <tr> <td>全額免除</td> <td>○ (1/2)</td> </tr> <tr> <td>3/4免除</td> <td>○ (5/8)</td> </tr> <tr> <td>半額免除</td> <td>○ (6/8)</td> </tr> <tr> <td>1/4免除</td> <td>○ (7/8)</td> </tr> </table>	全額免除	○ (1/2)	3/4免除	○ (5/8)	半額免除	○ (6/8)	1/4免除	○ (7/8)
全額免除	○ (1/2)										
3/4免除	○ (5/8)										
半額免除	○ (6/8)										
1/4免除	○ (7/8)										
納付猶予 (学生納付特例)	20歳から50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請し承認されると保険料の納付が猶予されます	○	×								
未納	保険料を支払わなかったとき	×	×								

《基礎年金の受給》

種別	受給者	いつ・どんな	保険料納付要件
老齢基礎年金	本人	65歳になったとき	10年（120カ月）以上保険料を納めている ※免除期間とカラ期間を含む
障害基礎年金	本人	初診日（障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令に定められた障がい等級表（1級・2級）による障がいの状態にあるとき	次のうちいずれか (1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること (2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
遺族基礎年金	子のある配偶者または子	被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金	被保険者であった方が25年（300カ月）以上保険料を納めている ※免除期間とカラ期間を含む
寡婦年金	妻	10年以上継続して婚姻関係にあり生計を維持されていた妻に対して、60歳から65歳までの間支給される年金	亡くなった夫が第1号被保険者として10年（120カ月）保険料を納めている ※免除期間を含む
死亡一時金	遺族	第1号被保険者として保険料を納めた期間が3年（36月）以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなったとき、その方によって生計を同じくしていた遺族に支給される年金	第1号被保険者として3年（36月）以上保険料を納めている ※全額免除を除く保険料の一部免除を受けた期間を含む ※遺族基礎年金が受けられるときは支給されません ※寡婦年金が受けられる場合はどちらか一方を選択

※カラ期間…受給資格期間の合算対象期間のこと（納付猶予の期間など）

《死亡の届出・未支給年金》

年金を受けている方が亡くなると年金を受ける権利がなくなるため、届出する必要があります。また、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

○未支給年金を受け取ることができる遺族

1. 配偶者
2. 子
3. 父母
4. 孫
5. 祖父母
6. 兄弟姉妹
7. その他1～6以外の3親等内の親族

※未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです

○必要なもの

- ・亡くなった方の年金証書
- ・亡くなった方と請求する方の身分関係が確認できる書類（戸籍謄本など）
- ・受け取りを希望する金融機関の通帳
- ・亡くなった方と請求する方が別世帯の場合は「生計同一関係に関する申立書」

町税

町税の種類

▶住民課税務係

☎IP53-2323

《町民税》

○個人町民税

その年の1月1日現在、町内に住所があり、前年中に一定額以上の所得があった個人に課税される税金です。

○法人町民税

町内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金です。

《固定資産税》

その年の1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産（これらを「固定資産」といいます）を所有している人に課税される税金です。

○固定資産税の手続き

- ・自分の資産を確認したいとき（課税台帳の閲覧）

1年を通して閲覧することができます。また、新年度のものは4月1日から閲覧可能となります。代理人の場合は、本人確認のため、身分証（運転免許証や健康保険証など）をお持ちください。委任状と代理人本人の身分証が必要です。

- ・縦覧制度

毎年4月1日から最初の納期限までの間、固定資産税の納税者は、固定資産の縦覧帳簿を縦覧できます。この制度を利用するときは、本人確認がありますので、身分証をお持ちください。

- ・住宅用地・建物の申告など

建物を新築、増築・改築または取り壊した場合は、速やかにご連絡ください。

- ・償却資産の申告

償却資産の所有者の方は、毎年1月1日現在の資産状況などの申告が必要です。

《軽自動車税》

毎年4月1日現在、町内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または2輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます）を所有している人に課税される税金です。

令和元年10月1日に自動車取得税が廃止され、「軽自動車税（環境性能割）」が創設されたことに伴い、「軽自動車税（種別割）」に名称が変更されました。

- ・申告

軽自動車等を取得したときや軽自動車等の所有者でなくなったときは、申告が必要です。

- ・申告先一覧

区分	届出先
125cc以下のバイク 小型特殊自動車（トラクターなど）	月形町役場住民課税務係 ☎53-2323
四輪等の軽自動車・トレーラー	札幌地区軽自動車協会 札幌市北区新川5条20丁目1-20 ☎011-768-3955
125cc超 250cc以下のバイク 250cc超のバイク	北海道陸運局札幌運輸支局 札幌市東区北28条東1丁目1-1 ☎050-5540-2001

その他、町たばこ税、特別土地保有税（平成15年から課税なし）などがあります。詳しくは税務係までお問い合わせください。

町税の納付

▶住民課税務係

☎IP53-2323

《町税の納付場所》

- ・月形町指定金融機関 北海道銀行本支店および月形町役場派出所
- ・収納代理金融機関 北海道信用金庫月形支店、月形町農業協同組合、
いわみざわ農業協同組合北村支所
- ・全国のゆうちょ銀行または郵便局
- ・月形町役場出納室
- ・全国のコンビニエンスストア

※地方税共通納税システムの対象税目が拡大されたことに伴い、令和5年4月から新たに納付書に印字されるQRコードを使用することで、町税をご自宅のパソコンやスマートフォンなどからクレジットカード等で納付できます。

《口座振替のご利用について》

町税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。口座振替を希望する方は、町内金融機関（郵便局・農協を含む）で通帳とその通帳に使用している印鑑を持参し手続きしてください。

《納税相談》

事情により納期限までに納付が困難な場合には、事前に税務係にご相談ください。納付時期を遅らせたり、分割して納付したりすることができる場合があります。

町税の証明が必要なとき

▶住民課税務係

☎IP53-2323

《税証明について》

町税に関する証明が必要な場合、税務係へお越しくください。

税証明の請求ができる方は、原則として本人または本人の委任を受けた方に限られます。

本人が証明を求める場合は、身分証をお持ちください。委任を受けた代理人が証明を求める場合は、委任状と代理人の身分証が必要です。

《税関係の証明書一覧》

種類	単位	交付手数料
公租公課に関する証明	1件につき	400円
所得に関する証明	1件につき	400円
固定資産に関する証明	1筆（棟）につき	400円
	2筆（棟）以降は1筆（棟）につき	100円
土地台帳または課税台帳の複写	1枚につき	400円
公簿・図面等の閲覧	1件につき	300円
地番図の複写	1枚につき	400円
	A3版を超えるものは1枚につき	1,200円

※現年度の証明書は、前年の1月1日から12月31日までの状況について証明するものです

※固定資産の証明について、年度途中から新たな所有者となった人が請求する場合は、登記事項証明書など、所有権の移転が確認できるものをお持ちください

※町税を納付してから2週間以内の場合は、領収書や記帳済みの通帳など納付が確認できるものをお持ちください

自動車臨時運行許可制度

▶住民課税務係

☎IP53-2323

未登録自動車および自動車検査証の有効期限満了車を新規登録や新規検査、継続検査などのため回送する目的で、一時的な運行を許可する制度です。申請により、臨時運行許可証を交付し、臨時運行許可番号標（仮ナンバー）を貸与します。

なお、申請には自賠責保険（共済）証明書（原本）、自動車検査証などの自動車の形状や車台番号が確認できる書類（原本）、印鑑、手数料（1台につき750円）が必要になります。